

海外療養費の支給申請について

健康保険（国民健康保険）では、海外滞在中の病気やけがに対しても、日本国内と同じように保険給付が行われます。

保険給付といっても、海外には健康保険の保険医療機関や保険薬局はありませんので、被保険者や被扶養者が海外の医療機関で診療を受けた場合には、健康保険法（国民健康保険法）に基づく償還払い（療養費）の方法がとられます。（旅行、出張等は問わず療養費は支給されます）

但し、療養を目的として海外に出向き、診療を受けた場合には療養費は支給されません。その他に支給対象外なものとして、

保険のきかない診療、差額ベッド代

美容整形

高価な歯科材料や歯列矯正

治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合（臓器移植等）があります。

療養費の支給額は、健康保険法（国民健康保険法）に基づき、療養の給付等を受けたとすればどれだけの費用が必要なのか算出し、その算出額から一部負担すべき額を差し引いた額が支給されます。なお、支払った額が前記により算定した額を下回る場合は、現に支払った額により算出します。

支給額算定の際には、支給金額決定日の外国為替換算率（売りレート）が用いられます。

認められる医療費は、日本国内で同様の医療行為を受けた場合を標準（以下、「標準額」という。）として決定されます。従って、実際に支払った金額とは異なります。また、国内で健康保険の給付対象とならない医療行為に係る費用および室料・文書料などは含まれません。

実際に支払った医療費の金額（実費額）が、標準額より大きい場合

〔標準額〕から〔標準額より算出した3割または2割、1割の一部負担金額〕を引いた金額

標準額より小さい場合

〔実費額〕から〔実費額に3割または2割、1割の一部負担金の割合を乗じた額〕を引いた金額

例)

日本で急性虫垂炎の治療を受けた場合、医療総額が約50万円（手術・入院費含む）で3割負担なら、負担は約15万円です。これに対して、欧米諸国の医療費は概して高額。アメリカで同様の治療を受けると約4万ドル（約440万円）で、入院日数は2日程度。入院が長引けば、1日あたり1万～2万ドル（約110万～220万）が加算されていきます。

こうした場合も、現地で支払った額の7割が払い戻されるのではなく、日本の急性虫垂炎の標準額50万円の7割に当たる約35万円が還付されます。

（高額療養費（法定給付）、高額療養付加金（付加給付）等の対象になる場合もあります。）

加入している保険によって違いはありますが、下記書類を事前にご用意いただくことをおすすめします。

【必要書類】

1 診療内容明細書

指定の用紙がありますので、診療を受けた海外の医療機関で医師の証明を受けてください。証明書発行の手数料は自己負担となります。

2 領収明細書

指定の領収明細書に記入してもらってください。

3 診療内容明細書・領収明細書の日本語訳文

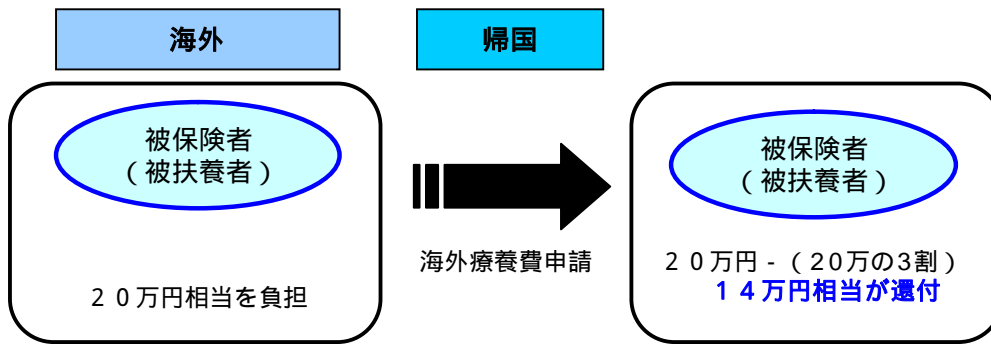
翻訳者の住所、氏名の記入が必要です。

翻訳を業者に頼んだ場合の費用は自己負担となります。

【その他】

印鑑、保険証、パスポート、貯金口座等

【償還払い（療養費）の概要】

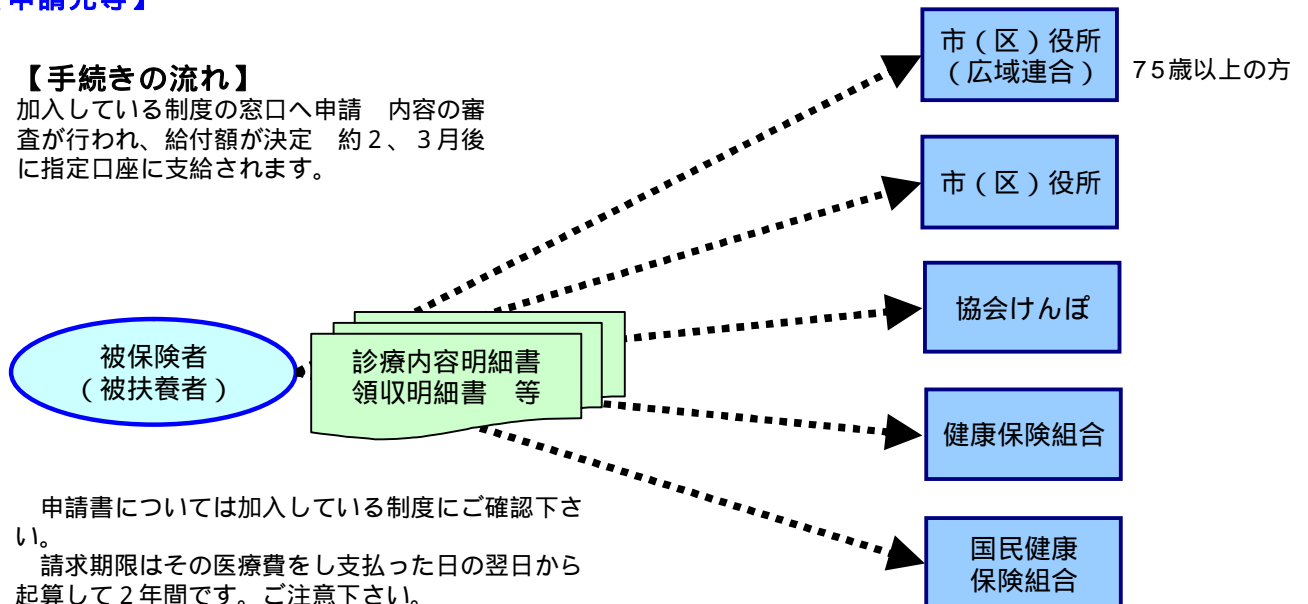


例) 被保険者(被扶養者)が3割負担者

【申請先等】

【手続きの流れ】

加入している制度の窓口へ申請。内容の審査が行われ、給付額が決定。約2、3月後に指定口座に支給されます。



申請書については加入している制度にご確認下さい。
請求期限はその医療費をし支払った日の翌日から起算して2年間です。ご注意下さい。

古谷社会保険労務士事務所

〒278-003 千葉県野田市上花輪1075

・fax: 04-7121-2910 (9:00~12:00、13:00~17:00 土・日・祝除く)

e-mail: srf.kouichi.furuya@gmail.com

URL: <http://www.furuya-syarou.com>

日本語への翻訳と手続き代行

古谷社会保険労務事務所では、海外療養費申請の代行と申請時に必要な診療内容明細書・領収明細書の翻訳業務を行っています。国家資格者である社会保険労務士として、制度の適切な相談・アドバイスを行い申請手続きをお手伝いいたします。

海外療養費関係報酬

《業務》	《報酬》	《備考》
手続き代行	5,000円	東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、神奈川県のみ
翻訳（相談・指導含む）	5,000円	内容によってはお断りする場合があります。

翻訳言語

英語、ドイツ語、韓国語、中国語、オランダ語、フランス語等

お申し込みについて

別紙「海外療養費 手続き代行・翻訳申込書」をご記入のうえ、下記書類とともに当事務所へご送付下さい。

翻訳を希望する「診療内容証明書」（写し）

翻訳を希望する「領収明細書」（写し）

費用のわかるものが他にあれば、その書類（写し）

【ご送付先】

〒278-003 千葉県野田市上花輪1075

古谷社会保険労務士事務所 海外療養費 係

・fax: 04-7121-2910 (9:00~12:00、13:00~17:00 土・日・祝除く)

お申し込み後について

書類が到着後、当事務所より請求書を送付いたします。
お振込み確認後、事務手続きを開始させていただきます。

個人情報保護

医療情報は**第一級の個人情報**であることを認識し、個人情報保護法および当事務所「個人情報保護方針」に基づき適切な取扱いをいたします。（個人情報法保護方針については当事務所HPをご覧ください）

お振込み確認後、事務手続きを開始させていただきます。

社会保険労務士法第21条（秘密を守る義務）

開業社会保険労務士は、正当な理由がなくて、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または盗用してはならない。開業社会保険労務士でなくなった後においても、また同様とする。

古谷社会保険労務士事務所

大手百貨店人事部（募集、採用、労務、給与計算）、グループ健康保険組合、厚生年金基金の実務経験を生かし業務を行っている社会保険労務士事務所です。

古谷社会保険労務士事務所

〒278-003 千葉県野田市上花輪1075

・fax: 04-7121-2910 (9:00~12:00、13:00~17:00 土・日・祝除く)

e-mail:srf.kouichi.furuya@gmail.com

URL:http://www.furuya-syarou.com

海外療養費 手続き代行・翻訳申込書

お申込日 平成 年 月

フリガナ		生年月日	受診者との続柄
お申込者名		昭和 平成 年 月 日	
フリガナ		生年月日	療養を受けた国/通貨 例) 韓国/ウォン
受診者名		昭和 平成 年 月 日	
ご住所	〒 - -		
・FAX	- - FAX - -		
ご連絡先	ご自宅の 番号等と異なる場合のみ(携帯電話等) - -		
ご加入の保険 (ご加入の保険に チェック)	国民健康保険 お住まいの市区町村名:		
	国民健康保険組合 組合名:		
	協会けんぽ お住まいの都道府県名:		
	健康保険組合 組合名:		
	高齢者医療制度 お住まいの都道府県名:		
手続き代行	申し込む		申し込まない
翻 訳	申し込む		申し込まない
送付書類	翻訳を希望する「診療内容証明書」(写し)..... 枚 翻訳を希望する「領収明細書」(写し)..... 枚 費用のわかるものが他にあれば、その書類(写し)..... 枚 原本ではなく、写し(コピー)を送付下さい。		

古谷社会保険労務士事務所

〒278-003 千葉県野田市上花輪1075

・fax: 04-7121-2910 (9:00~12:00、13:00~17:00 土・日・祝除く)

e-mail: srf.kouichi.furuya@gmail.com

URL: http://www.furuya-syarou.com